

山口市経済対策 第16弾 拡充版※ その2

【予算額】 21億5,630万円

生活者支援

- (1) 令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯及び均等割のみ課税となる世帯への「物価高騰対応重点支援給付金」の給付
- (2) 令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯及び均等割のみ課税となる世帯等のうち18歳以下の児童がいる世帯への「物価高騰対応重点支援給付金」の加算給付
- (3) 定額減税しきれない方に対する補足給付金の給付

※山口市経済対策第16弾拡充版については、令和5年12月7日に公表しています。

令和6年5月17日公表

生活者支援

(1) 令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯及び均等割のみ課税となる世帯への 「物価高騰対応重点支援給付金」の給付

【予算額：458,300千円】

事業内容

物価高騰の影響を特に受けている令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯及び均等割のみ課税となる世帯に対する国の支援制度として、「物価高騰対応重点支援給付金」（1世帯当たり10万円）を給付します。

対 象

基準日【令和6年6月3日】

○令和6年度の住民税が非課税である世帯

○令和6年度の住民税が均等割のみ課税世帯

ただし、以下の世帯を除く

- ・令和5年度に実施した「物価高騰対応重点支援給付金」及び「住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金」の給付対象世帯
- ・住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯

給付額

1世帯当たり10万円

給付方法等

確認書方式…7月中旬頃対象者に発送する確認書を返送いただいた後、7月下旬以降順次給付予定

(2) 令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯及び均等割のみ課税となる世帯等のうち 18歳以下の児童がいる世帯への「物価高騰対応重点支援給付金」の加算給付

【予算額：60,000千円】

事業内容

物価高騰の影響を特に受けている令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯及び均等割のみ課税となる世帯等のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対する国の支援制度として、「物価高騰対応重点支援給付金」のこども加算（児童1人当たり5万円）を給付します。

対象1

基準日【令和6年6月3日】

- 令和6年度の住民税が非課税の世帯であって、18歳以下の児童※がいる世帯
 - 令和6年度の住民税が均等割のみ課税世帯であって、18歳以下の児童※がいる世帯
- ただし、以下の世帯を除く
- ・令和5年度に実施した「物価高騰対応重点支援給付金」及び「住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金」の給付対象世帯
 - ・住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯

※平成18年4月2日以降に生まれた児童

対象2

基準日【令和5年12月1日】

- 令和5年度に実施した「物価高騰対応重点支援給付金」及び「住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金」の給付対象世帯であって、令和6年4月1日以降に児童が出生した世帯の世帯主

給付額

児童1人当たり5万円

給付方法等

原則、プッシュ型方式（申請不要）により給付

ただし、基準日以降に出生した児童や別世帯だが扶養している児童がいる場合は申請が必要

対象1の申請期限：令和6年11月29日（令和6年10月31日までに出生した児童が対象）

対象2の申請期限：令和6年9月30日（令和6年8月31日までに出生した児童が対象）

(3) 定額減税しきれない方に対する補足給付金の給付

【予算額：1,638,000千円】

事業内容

国の「デフレ完全脱却のための経済対策」として、令和6年に所得税及び住民税の定額減税が実施されます。このうち、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を補足給付金として給付します。

対 象

基準日【令和6年6月3日】

令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割納税者のうち、定額減税しきれないと見込まれる方

給付額

定額減税額と、実際に減税される額との差額（1万円単位に切上げ）

定額減税額…1人4万円※×（本人＋扶養親族人数）

※令和6年分所得税3万円、令和6年度分個人住民税1万円

給付方法等

確認書方式…7月中旬頃対象者に発送する確認書を返送いただいた後、7月下旬以降順次給付予定

担当課：総務部 総務課（電話：083-934-2908）

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素 (わかりやすく事務負担が少ない)」 「迅速 (特に低所得の方々)」 「適切 (できるだけ公平に)」 のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円／人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円／世帯を給付

【3】令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円／世帯を給付

【4】令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付 **調整給付**

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

・減税額確定(令和7年3月確定申告)
を待たず、令和6年に入手可能な
課税情報をもとに、前倒しで給付

・自治体の事務負担などを踏まえ、
1万円単位で差額を給付
※実績が判明し、「減税+給付」が
不足する場合、追加支給

【1】年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得者の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

〔多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援〕

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと
見込まれる方
【4】

住民税所得割／所得税納税者

定額減税
1人4万円※×(本人+扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

(年収)